「北海道檜山沖」の促進区域指定の案に対する意見書の内容と回答

番号	意見書の内容	回答
1	北海道の沖合底びき網漁業にとって、最も重要な漁獲対象資源はスケトウダラだが、現在、北海道日本海側資源（日本海北部系群）は、低位な資源評価から、世界中のスケトウダラ漁場において資源開発率（漁獲割合）が 10%-20%に設定されているにもかかわらず、この漁場のみ 5%を切る極めて低い総許容漁獲量設定で資源回復に取り組んでいる最中となっている。 一方で、当該公告沿岸沖合には、重要なスケトウダラ資源再生産のための産卵場が含まれている（別図参照）。 日本の科学研究機関のリポートによると、タラ類が種独自の鳴音と聴覚器官が広く利用、スケトウダラでは、繁殖行動の際の雄同士の威嚇行動の際に攻撃音を、また、雌への求愛行動の際に求愛音を発することがわかっている。 これは、スケトウダラがこれらの音を発する能力だけでなく、周波数を識別する能力を備えていることも示唆していると指摘されている。 また、米国の海洋大気庁(NOAA)などがまとめた洋上風力発電開発の影響に関する報告書においても、発電設備の海底への建設工事（くい打ち）の際に生じる強烈な衝撃音が現場近くの魚類に衝撃を与えることや、建設終了後もしばらくの間、魚が現場近くを避け続けること、また、稼働中のタービンの騒音がタラの産卵行動に支障を及ぼす可能性があることなどが指摘されている。 さらに、ノルウェーの海洋研究所は送電施設（ケーブル）が放出する磁場がハドック（コダラ）の幼魚の移動能力を低下させ、捕食される機会を増やす可能性をリポートしている。 再エネ海域利用法では、風力発電事業を進める区域は「漁業に支障を及ぼさないことが見込まれる」ことが条件とされている。	貴重なご意見をいただきありがとうございます。 檜山沖の沿岸沖合に、スケトウダラの産卵場所が含まれており、産卵期が冬であること、建設工事のくい打ちの衝撃などによるスケトウダラへの影響を懸念している旨のご意見をいただきました。 ご意見をいただいた点について、以下のような対応を想定しております。 スケトウダラについては、北海道檜山沖における協議会意見とりまとめ（以降、「協議会とりまとめ」という）中の漁業影響調査の考え方においても、「事業区域の沖合は、スケトウダラ等の好漁場となっていると共に、相沼沖にはスケトウダラの一大産卵場があり、檜山のみならず、稚内から松前までの日本海沿岸にも分布する重要な資源として管理されている。」と明記しております。 また、漁業影響調査による対応として、選定事業者に対し、漁業影響調査に関する実務者会議における議論を経て、具体的な調査内容を設計し、決定することを求めており、実際の調査内容は、漁業者を中心に地元関係者や当該海域に精通した研究機関等の協力のもと実施することとしております。 加えて、協議会とりまとめにおいて、選定事業者に対し、洋上風力発電設備等の建設によるくい打ちの衝撃などへの対応として漁業活動への影響の低減に努めることを、また、大きな騒

<table>
<tr><th>番号</th><th>意見書の内容</th><th>回答</th></tr>
<tr><td></td><td>当該公告は、特に、建設工事（くい打ち）の際に生じる強烈な衝撃、ブレードの騒音等が及ぼすスケトウダラ日本海北部系群への悪影響が懸念されるものとなっている。
スケトウダラ日本海北部系群の成魚の資源利用者は、この沿岸沖合漁業者ばかりでなく、少なくとも北海道の日本海側全体に及び、広域の多くの漁業者となる。
これら、すべての関係資源利用者のために、政府は、ベースラインをしっかり作るような漁業影響調査、その結果の正確な評価、そして悪影響が確認された場合の補償のあり方について指導すべきである。

（参照別図）
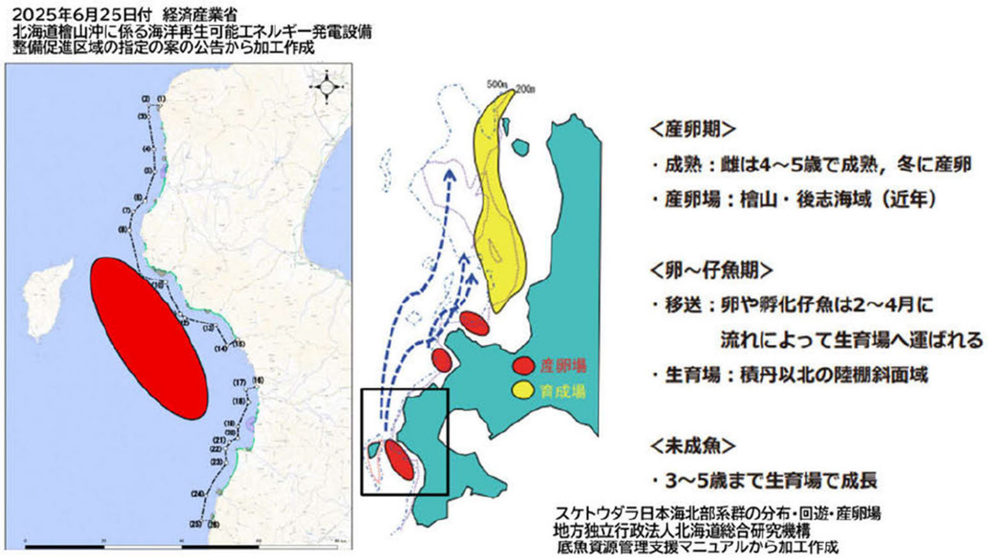</td><td>音を伴う工事については漁業や地域住民の生活に十分配慮した施工計画とすることを求めています。
　国としては、選定事業者が、北海道檜山沖における協議会とりまとめを踏まえ、漁業影響調査や洋上風力発電設備の施工による影響の低減等への対応を実施しているかについて、協議会等を通じて定期的に取組の確認を行うなど、適切な取組が行われるよう、関係自治体とも連携して指導してまいります。</td></tr>
</table>